

令和8年度渋川市地域のまつり等応援事業補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	伝統文化の継承及び地域の活性化を図るため、市内で実施される地域の小さなおまつり又は行事を行う団体に対し補助金を交付します。									
内	補助対象団体	渋川市内の自治会及び地区自治会連合会（以下「自治会等」という。）です。								
	補助対象事業	自治会等が実施するおまつり又は行事に必要な備品等を整備する事業です。								
容	補助対象経費	次に掲げる経費とします。ただし、他の用途に使用しないことを条件とします。 (1) 地域の伝統的なおまつりを継続するために必要な経費 (2) 地域の活性化のため実施され、広く住民等が参加することができる 行事（運動会・スポーツイベント等）に必要な経費								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>対 象 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品購入費</td> <td>(1) 太鼓、獅子頭、提灯、人形、お面、笛、八木節傘、大うちわ、山車周辺備品、山車照明器具、提灯照明器具 (2) テント、すだれ、紅白幕、のぼり旗、イス、テーブル、臼杵、拡声器、調理機器・電気機器</td> </tr> <tr> <td>被服・装飾費</td> <td>(1) 法被、衣装、半纏 (2) イベントジャンパー、名入れ手ぬぐい・タオル</td> </tr> <tr> <td>修 繕 費</td> <td>(1) 御輿修繕、山車修繕、太鼓修繕、提灯修繕 (2) 運動会用品</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	対 象 例	備品購入費	(1) 太鼓、獅子頭、提灯、人形、お面、笛、八木節傘、大うちわ、山車周辺備品、山車照明器具、提灯照明器具 (2) テント、すだれ、紅白幕、のぼり旗、イス、テーブル、臼杵、拡声器、調理機器・電気機器	被服・装飾費	(1) 法被、衣装、半纏 (2) イベントジャンパー、名入れ手ぬぐい・タオル	修 繕 費	(1) 御輿修繕、山車修繕、太鼓修繕、提灯修繕 (2) 運動会用品
	補助対象経費	対 象 例								
	備品購入費	(1) 太鼓、獅子頭、提灯、人形、お面、笛、八木節傘、大うちわ、山車周辺備品、山車照明器具、提灯照明器具 (2) テント、すだれ、紅白幕、のぼり旗、イス、テーブル、臼杵、拡声器、調理機器・電気機器								
	被服・装飾費	(1) 法被、衣装、半纏 (2) イベントジャンパー、名入れ手ぬぐい・タオル								
修 繕 費	(1) 御輿修繕、山車修繕、太鼓修繕、提灯修繕 (2) 運動会用品									

	記録編纂費	(1) おまつりの記録冊子作成、おまつりの記録写真・映像の編纂 (2) 行事の記録冊子作成、行事の記録写真・映像の編纂
交付金額	補助対象経費の3分の2の額とし、5万円を限度とします。補助金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額です。	
予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、100万円です。 限度に達した時点で受付を終了します。	
交付 手 続 等	交付条件	(1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては速やかに報告し、指示を受けなければなりません。 (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。 (3) 補助を受けるおまつり又は行事に対し、市から別途補助金が交付されているものについては、補助の対象外とします。
交付申請の方法、時期等	市民協働推進課へ書面又はメールにて補助対象事業着手の7日前までに、渋川市地域のまつり等応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。 (1) 計画説明書 (2) 収支予算書 (3) 補助金を必要とする理由書 (4) 見積書の写し 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。	
交付決定の時期等	申請のあった日から7日以内に交付決定をします。 交付決定をしたときは、渋川市地域のまつり等応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知	

	<p>します。</p>
<p>変更交付申請の方法、時期等</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する変更等があったときは、渋川市地域のまつり等応援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 事業内容の変更</li> <li>（2） 総事業費（予算）の額の50パーセントを超える変更</li> <li>（3） 補助金の額の変更</li> <li>（4） 補助対象事業の中止又は廃止</li> </ul>
<p>変更の承認</p>	<p>変更申請のあった日から7日以内に渋川市地域のまつり等応援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により通知します。</p>
<p>概算払申請の方法、支払時期等</p>	<p>概算払の交付を受けようとするときは、渋川市地域のまつり等応援事業補助金概算払申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 渋川市地域のまつり等応援事業補助金交付決定通知書の写し</li> <li>（2） 渋川市地域のまつり等応援事業補助金交付請求書（様式第8号）</li> </ul> <p>適正と認めた場合は、提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
<p>実績報告の方法、時期等</p>	<p>補助対象事業が完了した日から30日以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに渋川市地域のまつり等応援事業補助金完了実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 収支決算書</li> <li>（2） おまつり又は行事の記録</li> <li>（3） 購入又は修繕した物品の写真（保存記録の場合は成果物1部）</li> <li>（4） 領収書の写し又は支払が確認できる書類の写し</li> <li>（5） 渋川市地域のまつり等補助金交付決定通知書の写し</li> </ul>
<p>補助金の額の確定</p>	<p>報告書の提出があった日から7日以内に、渋川市地域のまつり等応援事業補助金確定通知書（様式第6号）</p>

	により交付すべき補助金の額を確定します。
請求の方法、 支払時期等	<p>渋川市地域のまつり等応援事業補助金交付請求書（様式第8号）に渋川市地域のまつり等応援事業補助金確定通知書の写しを添えて提出してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取 消し又は補助 金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>（1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>（2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様 式	<p>渋川市地域のまつり等応援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市地域のまつり等応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市地域のまつり等応援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）</p> <p>渋川市地域のまつり等応援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）</p> <p>渋川市地域のまつり等応援事業補助金概算払申請書（様式第5号）</p> <p>渋川市地域のまつり等応援事業補助事業完了実績報告書（様式第6号）</p> <p>渋川市地域のまつり等応援事業補助金確定通知書（様式第7号）</p> <p>渋川市地域のまつり等応援事業補助金交付請求書（様式第8号）</p>
その他	<p>補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出</p>

	等についての証拠書類を補助対象事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間整備保管してください。
取扱担当課	渋川市役所市民生活部市民協働推進課（本庁舎） 電話 0279-22-2463（直通） 0279-22-2111（内線4316） メールアドレス <a href="mailto:shiminkyodo@city.shibukawa.gunma.jp">shiminkyodo@city.shibukawa.gunma.jp</a>